

初任者研修・実務者研修の 受講料の一部を補助します!



補 助 額

- ※補助対象経費の1/2
1,000円未満切捨て
- 受講者1人につき上限10万円

※補助対象経費

- ・研修実施機関に直接支払った受講料、テキスト代、実習代
- ・(または)職員本人に支給した支給金

補助対象となる研修

- 介護職員初任者研修
- 介護福祉士実務者研修

申 請 期 限

対象となる研修を修了した日の属する年度の3月31日まで

申請に必要な書類

(申請の流れについては、裏面をご覧ください)

- ☐ 交付申請書
- ☐ 研修の修了証明書の写し
- ☐ 受講料等の領収書の写し(宛名が法人又は受講した介護職員等のもの)
- ☐ 雇用証明書
- ☐ (支給金を支給した場合) 支給明細書など実績が確認できる書類

※お問い合わせは

安芸市役所 健康介護課 介護保険係

T E L 35-1003





補助対象者

①～⑧のすべてを満たす法人が対象です。

- ① 市内に対象となる介護サービス事業所を有する法人
- ② 雇用する介護職員等が対象研修※を修了している
※令和8年8月1日以降に修了した研修が補助対象
- ③ 当該職員の受講料等を法人が全額負担した、または支給金を支給した
- ④ 当該職員が研修を修了した日から申請日までの間、安芸市内の事業所で勤務している
- ⑤ 国、県、他の地方公共団体等から同種の助成を受けていない
- ⑥ 自らが研修の実施機関として開講する研修ではない
- ⑦ 高等学校等又は大学等の授業等において受講した研修ではない
- ⑧ 安芸市税の滞納がない



申請の流れ

研修修了から補助金交付まで

1



職員

研修を受講・修了

介護職員初任者研修又は介護福祉士実務者研修を受講し、修了する

2



法人

申請書類を提出

交付申請書（様式第2号）と必要書類をそろえて、市（安芸市介護保険係）へ提出する

3



安芸市

審査・可否通知

提出された書類を審査し、補助金の交付可否を通知

4



安芸市

補助金交付